

# 告示

## 埼玉県告示第九百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 近戸上地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	近戸町		一九九二番
二	同	同		一九九〇番三
三	同	同		一九九〇番三
四	同	同		一九九〇番一
五	同	同		一八九八番六
六	同	同		一八六〇番一
七	同	同		一八九八番一地先
八	同	同		一九九一番一地先